

臨床研修委員会運営委員会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院における臨床研修を運営するため、臨床研修委員会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研修の具体的な運営に関すること。
- (2) 初期臨床研修医、後期臨床研修医および専攻医の具体的な評価に関すること。
- (3) 初期臨床研修医、後期臨床研修医および専攻医に対する指導体制に関すること。
- (4) 他院専門研修プログラムとの連携および専攻医の受入れに関すること。
- (5) 医学生の受け入れに関すること。（病院実習および病院見学について）
- (6) 臨床研修委員会から委任された事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副院長，事務局長，看護局長，薬局長，中央放射線部技術科長，中央検査部技師長
 - (3) 診療科長または診療科長に相当する者
 - (4) その他院長の指名する者
- 2 委員長は、院長の指名する者（臨床研修プログラム責任者）とし、副委員長2名（臨床研修副プログラム責任者および専門医研修担当責任者）を置く。

(職務)

第4条 委員長は、運営委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合は委員長が決定する。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、関係者を運営委員会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(下部組織)

第8条 委員会に以下のワーキンググループ（以下WG）を設け、それぞれに定める事項を所掌する。

(1) 医学実習WG

ア 座長は副委員長（副プログラム責任者）がつとめ、WG委員は座長が指名する。

イ WGは、大学からの医学実習依頼との対応・連携のほか、医学生見学への対応を統括し、委員会に医学生実習・見学の実施状況を報告する。

(2) 初期臨床研修WG

ア 座長は委員長がつとめ、副プログラム責任者がこれを補佐する。WG委員は座長が指名する。

イ WGは、研修ローテーションの調整、研修医向け全体レクチャー・レジデントウィークの実施など、初期臨床研修全般について、企画・立案する。

ウ WGは、月に一度、初期臨床研修医と意見交換を行い、初期臨床研修医の意見を委員会に報告する。

(3) 専門研修WG

ア 座長は副委員長（専門医研修担当責任者）がつとめ、WG委員は座長が指名する。

イ WGは、各診療科の他院専門研修プログラム連携施設登録・運営を支援し、同一分野における複数の基幹型病院との連携の場合、専攻医受入れに関して、各基幹型病院との調整を行う。

ウ 基幹型専門研修プログラム策定および運営に関して、担当診療科を補佐し、専門研修全般について、企画・立案する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、庶務課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。